

和解案の申出について

このことについて、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、別紙のとおり知事へ申し出ましたので、同条第3項の規定により報告します。

令和2年12月22日提出

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷次郎

令和2年11月10日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県教育委員会

教育長 桐谷 次郎



県立高等学校における部活動中の生徒の負傷等に伴う  
損害賠償請求事件に係る和解案の提出について（申出）

県立高等学校における部活動中の生徒の負傷等に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じたいので標記和解案を県議会第3回定例会に提出されるよう別紙案を添えて申出ます。

問合せ先


教育局支援部学校支援課

学校支援グループ 金子

内線 8230

## 和解について

民事訴訟法第 89 条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 県立高等学校における部活動中の生徒の負傷等に伴う損害賠償請求事件に係る和解
- 2 和解の相手方 
- 3 和解内容 神奈川県は相手方が不登校になり、転学するに至ったことについて遺憾の意を表明する。  
また、神奈川県は本事案を重く受け止め、いじめの防止に向けて、引き続き取り組む。

令和 2 年 11 月 25 日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県立高等学校における部活動中の生徒の負傷等に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第 89 条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。

県立高等学校における部活動中の生徒の負傷等に伴う  
損害賠償請求事件に係る和解について

**1 事案の概要**

平成29年7月24日、県立高等学校の硬式野球部の活動中に、他の生徒（共同被告）が原告に対して硬球を投げ、原告は左骨盤部挫傷の傷害を負った。  
原告は平成30年1月1日に転学した。

**2 裁判の経緯**

- (1) 原告は顧問教諭の注意義務違反を根拠とした損害について、県を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。  
県は顧問教諭の対応に過失はないとして応訴した。
- (2) その後、口頭弁論等が行われ、県に対し、裁判所から和解が勧告され、同日に和解条項案が提示された。

**3 今後のスケジュール**

令和2年12月24日 和解協議（和解成立）